

広報とホームページに 広告を掲載しませんか

広報まえばしと本市ホームページに、来年度掲載する広告を募集します。詳しくは本市ホームページをご覧ください。

■広報まえばし

掲載スペースなど＝毎月2回発行している広報裏表紙の前ページ（本紙19頁を参考）に縦45mm×横85mmをカラーで10枠

掲載料＝1枠当たり1号3万円

対象＝県内の企業や団体など（選考、10枠を超えた場合は市内の企業や団体を優先）

■ホームページ（4月～9月分）

掲載スペースなど＝本市ホームページ(トップページの

右下部分)に縦60ピクセル×横132ピクセル（8KB以内でGIF形式に限る、アニメーションのあるものは不可）で14枠

掲載料＝1枠当たり月額1万5,000円

対象＝県内の企業や団体など（選考、14枠を超えた場合は市内の企業や団体を優先）

申し込み＝以上の2つは、2月14日(月)までに所定の申込用紙に記入し、市役所市政発信課（☎898-6642）へ郵送か直接



学校で英語を教える 外国人を募集

問い合わせは **学校教育課** ☎898-5862

来年度、市立小中高校で英語の授業などを補助する外国語指導助手(ALT)を募集します。詳しくは本市ホームページをご覧ください。

定員＝16人（選考）

Assistant Language Teacher(ALT) Position in Maebashi City

The Maebashi Board of Education is going to employ 16 ALT to work at municipal schools in Maebashi next school year.

Please see the specific information on Maebashi City Website.

市民文化会館内の 出店者を募集

市民文化会館内のレストランと喫茶室を経営する事業者を募集します。詳細については本市ホームページをご覧ください。

申し込み＝2月1日(火)～15日(火)に文化国際課（☎898-6522）へ直接

■現地説明会

日時＝1月31日(月)午後2時

会場＝市民文化会館

申し込み＝1月28日(金)までに文化国際課☎898-6522へ

給食調理場の臨時職員を募集します

問い合わせは **教育委員会総務課** ☎898-5810

市内の学校給食共同調理場で働く臨時職員を募集。申し込み時に面接を行います。なお、ローテーションによる勤務で待機の週があります。

雇用期間＝4月から学期ごと

勤務場所＝各学校給食共同調理場（南部を除く7カ所）

対象＝一般、100人（選考）

賃金＝1時間830円

業務内容・勤務時間＝〈給食調理〉午前8時～正午（宮城・粕川は午前8時30分から）〈容器の洗浄・施設清掃〉午後1時～4時30分〈配送添乗〉午前9時30分～午後3時

申し込み＝2月3日(木)・4日(金)の午前9時30分～午後4時に履歴書を用意し、前橋プラザ元気21・56学習室へ直接

大胡・宮城・粕川地区で 地域審議会委員を募集します

大胡・宮城・粕川地区の地域審議会委員を募集。新市建設計画の執行状況や変更など、市長の諮問に対して審議します。申込用紙は各支所にあるほか、本市ホームページからもダウンロードできます。

期間＝4月1日(金)から2年間

対象＝大胡・宮城・粕川地区に在住する20歳以上で、ほかに本市の審議会などの委員になっていない人、各地区3人（選考）

申し込み＝1月31日(月)までに所定の用紙に記入し、大胡地区は大胡支所（☎283-0111）、宮城地区は宮城支所（☎283-2131）、粕川地区は粕川支所（☎285-4112）へ直接

確定申告会場はことしも前橋プラザ元気21

2月7日(月)から3月15日(火)まで、前橋プラザ元気21で所得税・贈与税・個人事業者の消費税についての確定申告窓口を開設。申告書用紙の配布や申告書の受付、申告・納付相談などを行います。なお、土日曜・祝日は休みですが、2月20日(日)・27日(日)は窓口を開設。また、期間中は前橋税務署での申告相談は行いません。

日時＝〈所得税還付・贈与税・消費税申告〉2月7日(月)～3月15日(火)〈所得税(譲渡所得を含む)〉2月16日(水)～3月15日(火)、午前9時～午後4時

問い合わせは
前橋税務署 ☎224-4371 (自動音声案内で「0」を選択)

■証明サービスコーナーの 業務時間を延長

確定申告窓口の開設に合わせ、前橋プラザ元気21証明サービスコーナーの利用可能時間を延長します。

日時＝2月7日(月)～3月15日(火)、午前9時～午後7時（2月20日・27日を除く土日曜・祝日は午前10時から）

問い合わせは
前橋プラザ元気21証明サービスコーナー ☎210-2279



事業所ごみは責任を持って処理を

■事業所ごみの処理方法

事務所や商店、飲食店、病院などの事業所から出たごみは、すべて自らの責任で正しく処理することが法令により義務付けられています。家庭ごみの集積場所には出せません。次のいずれかの方法で適正に処理してください。①資源になる物は資源回収業者に依頼する②市が許可した廃棄物収集運搬業者に依頼する③一般廃棄物については市内の清掃工場へ直接持ち込む。

■ごみの減量とリサイクルによるメリット

古紙や缶、びん、ペットボトルなどはリサイクルで

きる貴重な資源です。ごみを減らしリサイクルすることが、限りある資源の節約や環境保護につながります。さらにごみ処理経費の軽減や事業所のイメージアップ、社員の意識改革などさまざまなメリットがあります。

■紙リサイクル庫の利用

古紙の排出が少量の事業所については、市に登録することで、紙リサイクル庫に古紙を無料で持ち込むことができます。

問い合わせは **リサイクル推進課** ☎898-6272

地デジ化への支援 対象世帯を拡大

総務省では、経済的な理由で地上デジタル放送を視聴できないNHK放送受信料全額免除世帯に対して、簡易チューナー1台を無償給付する支援を行っています。今回、支援の新たな対象として、地上デジタル放送に未対応であり、世帯全員が市民税非課税の世帯を追加しました。詳しくは問い合わせてください。



問い合わせは
市民税非課税世帯については **総務省地デジチューナー支援実施センター** ☎043-332-2525
NHK放送受信料全額免除世帯については **同センター**☎044-969-5425
※それぞれ午前9時～午後9時(土日曜・祝日は午後6時まで)

人権施策の基本計画 意見を聞かせてください

人権教育・啓発の推進に関する前橋市基本計画案について、パブリックコメント（意見募集）を実施します。

これからの人権施策の指針とするために策定するこの計画が充実したものになるよう、市民の皆さんの意見を聞かせてください。頂いた意見は本市の考え方を整理して閲覧場所で公表します。

期間＝1月17日(月)～2月16日(水)

資料の閲覧＝市役所いきいき生活課・情報公開コーナー、各支所、前橋プラザ元気21、地区公民館の窓口で。また、本市ホームページにも掲載します

意見の提出＝所定の用紙に住所・氏名・意見を記入し、各閲覧場所へ直接。または、市役所いきいき生活課（☎898-6236）へ郵送、ファクス（221-2809）、Eメール（seikatu@city.maebashi.gunma.jp）で